

科学技術振興機構の見直し案について(概要)

見直し当初案
事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
<p>【科学技術イノベーション創出の推進】</p> <p>○ 新たな価値を生み出すような科学技術イノベーションを創出するため、以下の事項を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自ら持つ強みである「柔軟性」、「専門性」、「つなぐ力」を一層強化する。 2. 「新技術の創出に資する研究」、「科学技術に関する研究開発に係る交流・支援」、「新技術の企業化開発」を統合し、「科学技術イノベーション創出の推進」とする。 3. 外部の人材や研究機関等のリソースを活用してオープンに基礎研究から企業化開発まで総合的に展開する。 4. 「科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成」で得たノウハウを活用する。 <p>【科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成】</p> <p>○ 「知識インフラ」、「人材インフラ」、「コミュニケーションインフラ」を形成し、科学技術イノベーション政策を支えるソフト面でのインフラを形成・提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究基盤の整備として、科学技術情報の整備や流通を促進する。 2. 研究開発に関与する次世代人材の育成 3. 科学技術イノベーションの創出に関する国民の理解、信頼、支持を得るため、研究開発活動や成果に関する双方向の対話活動を推進する。 <p>なお、東日本大震災復興構想会議による復興構想の具体化、復旧・復興の進展等に応じて、適切な施策を実施する。</p>
組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
<p>【人件費・管理運営の適正化】</p> <p>○ 給与水準について厳格なチェックを行う。</p> <p>○ 理事長、理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも配慮しつつ引き続き金額を公表する。また、職員の給与水準に関して、引き続き適正な給与水準を維持する。</p> <p>○ 適切な人事管理を引き続き実施し、適材適所を目指すと共に職員の人材育成を強化する。</p>
<p>【不要資産の国庫返納】・【事務所等の見直し】</p> <p>○ 不要資産について、国庫返納の手続きを進める。</p> <p>○ イノベーションプラザ等の事務所等の見直しを行う。</p>
<p>【事業の審査、評価】</p> <p>○ 各事業についてはこれまででも独立行政法人評価委員会による毎年度の業務実績評価、外部有識者を入れた自己評価や研究課題評価を行っている。引き続きこれらの評価を実施し、結果等を公開することで透明化を図る。</p>
<p>【取引関係の見直し】</p> <p>○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、引き続き競争性のない随意契約の見直し等を実施し、コストの削減や透明性の確保を図る。</p> <p>○ 契約の透明性の向上を図るとともに、関連法人において不当な利得が認められる場合には、法律上・契約上の定め範囲で適切な対応に努める。</p> <p>○ 研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、平成23年度中に他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、その後、実行・継続する。</p> <p>○ 各種サーバーの運用・管理及び建物清掃等の業務について引き続きアウトソーシングを実施する。</p>
<p>【自己収入の拡大】</p> <p>○ 引き続き自己収入の確保に向けた努力を行う。</p>
<p>【第46回独立行政法人評価委員会総会での議論】</p> <p>次期中期目標の作成に当たっては、改善点をより明確化していただきたい。</p>

勧告の方向性	見直し案
<p>第1 事務及び事業の見直し</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の再編によりこれまで以上に研究等の成果が国民生活へ還元される、あるいは還元されたことが国民に具体的に分かるような形で明らかにする。 2 競争的資金の大括り化に当たり、事業運営の効率化を図る観点から、審査や研究課題に係る業務の事務管理コストの合理化等の効果を具体的に明確にする。 3 戦略的創造研究推進事業の透明性の一層の確保の観点から、研究領域や研究総括等の選定に係る手順、選定の背景等の理由、経緯等を更に具体的に明らかにし、それらの選定が適切であったかどうかの事後評価を厳格に行う。 4 特許については、戦略的な方針の下、技術移転活動の活性化を推進し、出願や審査請求等の必要性の検討の厳格化や長期間未利用特許の再評価による削減を計画的・継続的に行い、研究成果の活用の促進及び管理の適正化を一層推進する。 5 科学技術文献情報提供事業の平成24年度中の民間事業者によるサービスの実施に当たり、新たな事業スキームの下での着実な収入見込みを踏まえた経営改善計画を策定し、累積欠損金の縮減を計画的に行う。 	<p>第1 事務及び事業の見直し</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の再編によりこれまで以上に研究等の成果が国民生活へ還元される、あるいは還元されたことが国民に具体的に分かるような形で明らかにする。 2 競争的資金の大括り化に当たり、事業運営の効率化を図る観点から、審査や研究課題に係る業務の事務管理コストの合理化等の効果を具体的に明確にする。 3 戦略的創造研究推進事業の透明性の一層の確保の観点から、研究領域や研究総括等の選定に係る手順、選定の背景等の理由、経緯等を更に具体的に明らかにし、それらの選定が適切であったかどうかの事後評価を厳格に行う。 4 特許については、戦略的な方針の下、技術移転活動の活性化を推進し、出願や審査請求等の必要性の検討の厳格化や長期間未利用特許の再評価による削減を計画的・継続的に行い、研究成果の活用の促進及び管理の適正化を一層推進する。 5 科学技術文献情報提供事業の平成24年度中の民間事業者によるサービスの実施に当たり、新たな事業スキームの下での着実な収入見込みを踏まえた経営改善計画を策定し、累積欠損金の縮減を計画的に行う。
<p>第2 業務実施体制の見直し</p> <p>事業の見直し等に伴う管理部門等の関係部門の業務の縮小等に伴う、定年制常勤職員、任期付常勤職員、非常勤職員の計画的合理化を図る。</p>	<p>第2 業務実施体制の見直し</p> <p>事業の見直し等に伴う管理部門等の関係部門の業務の縮小等に伴う、定年制常勤職員、任期付常勤職員、非常勤職員の計画的合理化を図る。</p>
<p>第3 保有資産の見直し等</p> <p>川口本部や練馬区及びつくば市の2か所に設置している情報資料館や職員宿舎について、移転等のトータルコスト等も踏まえつつ事務所等の見直しの徹底を図る。</p>	<p>第3 保有資産の見直し等</p> <p>川口本部や練馬区及びつくば市の2か所に設置している情報資料館や職員宿舎について、移転等のトータルコスト等も踏まえつつ事務所等の見直しの徹底を図る。</p>
<p>第4 業務全般に関する見直し</p> <p>上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 内部統制については、更に充実・強化を図る。 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。 	<p>第4 業務全般に関する見直し</p> <p>上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 内部統制については、更に充実・強化を図る。 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。
<p>(前文)</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく取組については、引き続き着実に実施する。</p>	<p>(前文)</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく取組については、引き続き着実に実施する。</p>
<p>科学技術イノベーション政策推進のための有識者検討会における議論</p>	<p>(前文)</p> <p>科学技術イノベーション政策推進のための有識者研究会において検討している科学技術とイノベーションを一体的に推進する体制の整備に関する結論が出された場合等には、その内容にも留意することとする。</p>